

誓 約 書

私
私 共
は地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号から第 4 号までのいずれに

も該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

地域振興局長 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名すること。

(省令 16 の 18)

参 考

地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号から第 4 号とは、

- ①免税軽油使用者が地方税法に関する法令の規定に違反したことにより免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者。
- ②免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者。
- ③免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法等の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者。
- ④免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち①から③までのいずれかに該当する者がいるとき。